

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
教諭（22歳）	1級13号給	25,200円（12.1%）増
教諭（33歳）	1級53号給	9,500円（3.4%）増
主任教諭（44歳）	2級57号給	3,400円（0.9%）増

②令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの改定月数）

③令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の額の引き上げを段階的に行います。

	現 行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パートナーシップ 関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】 ①及び②については公布の日、③から⑤までについては令和7年4月1日

【適用期日】 ①については令和6年4月1日、②については同年12月1日